

「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い（案）」  
に関するコメント

2009年3月10日  
（社）日本経済団体連合会  
経 済 第 二 本 部

当会の会員企業より以下のコメントが寄せられておりますので、提出いたします。

○適用時期について

適用時期が「公表日以後適用」となっており、仮に本公開案が3月までに正式公表となった場合は、3月期決算会社において十分な準備期間が確保できない。したがって、適用時期については、ご配慮いただきたい。

○重要性について

脚注3において、「重要性が乏しいときには、『受取手形（又は支払手形）』に含めて表示することができる」とあるが、重要性について具体的な基準（定量基準）を設けていただきたい。

以 上